

第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票郵送分の事務取扱いの誤りについて

斜里町選挙管理委員会では、第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査（令和 8 年 2 月 8 日執行）に関し、下記のとおり不在者投票に係る郵送分に事務処理の誤りがあり、5 人分の投票が無効になる事案が発生しました。

今回の事案は、選挙執行において投票者のご意志を選挙に反映できないという結果を招き、選挙事務への信頼を損なわせる結果となったことに、深くお詫び申し上げます。

今回の事案の概要及び原因等については、下記による人為的ミスであり、今後、このようなことを二度と起こさないよう改善策を講じ、再発防止を徹底してまいります。

1 事案の概要

2 月 9 日（月）午後 3 時頃、役場 2 階総務係の連絡棚の文書を確認したところ、5 通のレターパックが保管されており事務局が持ち出した。レターパックは、9 日（月）以降に配達されたものであると思い込み、特に日付等確認しないまま不受理扱いとしていた。

2 月 10 日（火）午前 9 時頃に改めてレターパックの消印から、2 月 8 日（日）以前に郵送されていた可能性に気付き、追跡サービスで確認したところ、5 通とも 2 月 6 日（金）午後 3 時 6 分に役場に配達されたことを確認した。このことから、不在者投票 5 通については、3 日間 2 階総務係の連絡棚に放置されるという事態を招いてしまい 5 人分の投票は無効となった。

2 原因と問題点

選挙期間中、庁舎内の郵便物の取扱いについては、役場 2 階の総務係に郵便局員が配達し、総務係の各課係連絡棚に振り分けられるので、随時選挙管理委員会事務局が連絡棚を確認することとしていたが、6 日（金）は 5 通のレターパック到着前までの確認のみで、土曜日・日曜日は 1 階の宿直対応となることから、それ以降 2 階総務係の連絡棚を確認することなくレターパックが 9 日（月）午後 3 時まで放置されたままとなった。

ミスの要因としては、選挙管理委員会事務局による、2 階総務係連絡棚への定期的な確認の指示や郵便物の最終配達後までの確認を徹底できなかったことによるものである。

3 再発防止策

以下のとおり、チェック体制を強化し、再発防止を徹底してまいります。

- ①選挙期間中、選挙管理委員会宛の郵便物の確認は、事務局が定期的に行なうよう徹底する。
- ②選挙期間中に選挙管理委員会宛に到着する郵便物について、役場総務係との情

報共有を綿密に行なう。

4 不在者投票対象の選挙人への対応

5名の方々に対しては、改めて謝罪をさせていただきます。

斜里町選挙管理委員会 委員長 角田 淳一